

公益財団法人喫煙科学研究財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人喫煙科学研究財団（以下「当財団」という。）定款第34条及び第18条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬（役員賞与を含む）は、別表1「常勤役員の報酬年額」に定める金額の範囲内とし、各常勤役員に対する報酬の額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤役員（監事を含む）及び評議員の報酬は、別表2「非常勤役員及び評議員の報酬」に定める定額とする。
- 4 役員の退職にあたっては、「役員退職慰労金規程」に基づき、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の支給日及び方法)

第4条 前条に定める報酬の支給日及び支給方法については、当財団の「経理規程」

及び「経理規程実施細則」の定めによる。

(費用)

第5条 役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 役員及び評議員の出張に要する旅費については、別に定める「職員旅費規程」に準じて支給することができる。
- 3 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第6条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、当財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

【別表1】常勤役員の報酬年額

年額 12百万円までの範囲内

【別表2】非常勤役員及び評議員の報酬

- 1 理事会又は評議員会出席の都度 日額20,000円(税引き後)
- 2 監事による監査実施の都度 日額20,000円(税引き後)